

これからの高槻市立図書館の在り方について

(答申)

平成20年2月29日

高槻市図書館協議会

はじめに（問題の所在）

第1 今後の図書館の整備について

第1節 図書館整備の沿革と現状

第2節 地域別構想

第2 IT社会に対応した図書館の在り方

第1節 図書館ホームページの充実

第2節 ICタグシステムの導入

第3節 電子情報の提供・普及

第3 図書館への民間活力の導入

第1節 図書館の効果的運営

第2節 図書館の効率的運営

第4 子ども図書館の在り方

第1節 子どもの自由読書空間として

第2節 地域の子どもの文化交流の拠点として

第3節 学校図書館支援センターとして

第4節 家庭・地域文庫

まとめ

- ・ 今後の図書館整備構想について
- ・ IT社会に対応した図書館の在り方について
- ・ 民間活力の導入について
- ・ 子ども図書館の在り方について

<資料>

- ・ 北摂七市図書館数等調査
- ・ 年齢別職員構成
- ・ 地域別人口・登録者
- ・ 不明資料点数
- ・ 移動図書館ステーション別貸出数

はじめに（問題の所在）

高槻市図書館協議会は、平成 19 年 6 月 21 日、第 1 回図書館協議会において、「高槻市立図書館が 5 館を整備するに至った今日的状況を踏まえた今後の図書館整備の在り方と、高度情報化時代にある今日的社会状況等を踏まえたこれからの図書館運営の在り方を柱として、「これからの高槻市立図書館の在り方について」ご検討いただきたくご依頼申し上げます。」として、中央図書館長から「これからの高槻市立図書館の在り方について」の諮問を受けた。

図書館協議会として、検討していくにあたり、市側の問題意識について説明を求めたところ、「現在、図書館をめぐる、大きな変化が生じております。昭和 40 年代の図書館数と今日を比較しますと、全国的に見て、市町村立の図書館はおおむね倍増しております。本市におきましても昭和 43 年に天神山図書館が開設されまして、それ以降、小寺池図書館、中央図書館、最近では芝生図書館、阿武山図書館と 5 つの図書館を設置してまいりました。」

「本市のみならず、全国的に見て、最も公共施設設置数の伸びが大きかったのは図書館であろうといわれています。」

「このことは、市民の文化的水準の向上、知的欲求の高まりに裏打ちされているものであり、事実、毎日、実に多くの市民が図書館を利用されております。」

「一方、市町村のみならず、国も財政状況は逼迫してきており、夕張市に見られるように、どこの市町村とて、いつ財政破綻の危機に立つか分からない状況にあります。」

「そのような状況下で、本市において、図書館をどのように整備し、整理していったらいいのかが今問われております。」

「また、時折言われるように、図書館には、小説と実用書があり、職員の仕事は本を貸すことである、というような図書館運営のあり方がいいのか、が問われてきています。」

「IT 社会が急激に進化してきています。本市図書館でも、コンピューターによる図書検索やインターネットによる検索、予約システムの導入など、IT 社会への対応を図っておりますが、さらにインターネット社会を前提にこれからどのようなものが求められていくのか、研究する必要があります。」

さらに、運営に当たっては、「民間活力の導入ということで、図書館の経営コストを下げていくこととともに、民間のノウハウの導入が厳しく議論されております。」とのことであった。

この視点から今後議論していくべき問題点を整理すると、

- ・市立図書館を 5 館有する状況下で、今後、財政状況も踏まえつつどのように新たな図書館を整備していくべきなのか。
 - ・IT 化が急速に進展している社会状況下で、IT 機器を最大限生かした事務の効率化と、インターネット社会に対応した図書館のあるべき姿を探る。
 - ・図書館の管理・運営に、民間活力の導入の是非を探る。
- の三つの課題を柱として検討することとした。

また、平成 19 年度市長の施政方針で、「子ども図書館」の構想が示されたことを受けて、委員から、あわせてこの「子ども図書館」のあり方についても議論すべきとの意見が出された。

以上のことから、次の 4 点について検討することとした。

- 1 今後の図書館整備の在り方
- 2 IT 社会に対応した図書館の在り方
- 3 図書館への民間活力の導入
- 4 子ども図書館の在り方

なお、この検討に当って、「市民懇談会」等の形で、市民からの意見を直接聞く機会を設けること、答申原案をまとめた後にはパブリックコメントを行うこととした。

第 1 今後の図書館の整備について

第 1 節 図書館整備の沿革と現状

高槻市立図書館は昭和 22 年に旧湯浅学園内に「公民館図書室」として開設され、昭和 39 年に市民会館内に図書室が移転された。

市立図書館としての建設は、昭和 43 年 6 月であり、鉄筋コンクリート造、地上 2 階、延べ床面積 1,249.27 m²で天神町 2 丁目に建設された。

当初蔵書数は 9,744 冊、館外貸し出し数は 29,070 冊であった。

当時、高槻市の人口は急増しており、昭和 35 年 79,043 人、昭和 40 年 130,735 人、昭和 45 年 231,129 人と、その後も増加し続けた。

昭和 48 年には市制施行 30 周年記念事業として自動車文庫が開設された。

昭和 63 年第 2 館目の図書館として小寺池図書館が、鉄筋コンクリート造、地上 2 階、延床面積 3,070.20 平方メートルで阪急富田駅近くの西五百住町に建設された。この時点での図書館全体で所蔵する資料数は、281,210 冊を数えるに至った。小寺池図書館の館外貸し出し数は 462,640 冊にのぼり、図書館全体では 725,917 冊となった。天神山図書館ではその影響で 1 万冊減少したものの前年度の 368,297 冊から図書館全体の貸し出し冊数は倍増した。この昭和 63 年の高槻市人口は、359,799 人となっていた。

平成 6 年に市総合センター内に中央図書館が、専用面積 2,965.99 m²の規模で設置された。この時点から図書館に CD・ビデオ（以下「AV 資料」という。）の貸し出しを行うようになった。中央図書館での貸し出し資料数は 1,017,148 冊点に及び、天神山図書館では 418,806 冊から 295,537 冊に減少したものの小寺池図書館の 473,874 冊を合わせると図書館の総貸し出し冊数は、AV 資料を含め 1,786,559 冊点を数えるに至った。この平成 6 年の高槻市人口は、363,715 人である。

市では、今後の図書館の整備の在り方を検討するべく、平成 6 年に高槻市図書館整備懇話会の「高槻市図書館整備基本構想」の具申を受けて、平成 7 年に「高槻市立図書館運営・

整備基本方針」を策定した。ここでは、「施設の整備については、中央図書館を整備するとともに、それを拠点として、人口分布、利便性等を考慮したうえで、分館を適正に配置し、市民がどこからでも速やかに図書の貸出や情報等が得られるよう、図書館ネットワークを構築する」として、10地区に区分して10館の構想が立てられた。

一方、市は高槻市総合計画を定め市内を7つの生活圏に区分し都市施設の整備を図ることとした。この地域別構想と地域区分の考え方は、都市計画マスタープランに引き継がれている。第4次高槻市総合計画では、図書館の充実として、「市民の高度化する知的活動や旺盛な学習意欲に応える情報センターとして、市民が身近で手軽に利用できるよう、高槻市立図書館運営・整備基本方針に新たな視点を加えた図書館ネットワークの再構築に取り組みます。」とした。そして具体的計画として芝生図書館と阿武山図書館の設置が構想され平成15年、平成16年に相次いで開設された。

芝生図書館及び阿武山図書館の設置により、3館体制であった平成14年度における貸出冊数は2,256,267冊点であったのが、5館となった平成18年度では2,843,942冊点となり587,675冊点の増加となった。芝生図書館では497,309冊点、阿武山図書館では520,746冊点の貸出があった反面、中央図書館では263,865冊点、天神山30,723冊点、小寺池図書館135,792冊点の減少となり、計430,380冊点の減少となっている。

第2節 地域別構想

本市では、市総合計画を定め、土地の利用状況、生活圏としてのまとまり、地区行政の経緯なども考慮しつつ、概ね地形地物により区分された7つの生活圏を構想し、市の街づくりの方向性を示すこととしている。

また、この生活圏構想は、都市計画マスタープランにも継承され、都市づくりの方向性を示すものとされている。

図書館も、都市形成にとって重要な施設である都市施設であるとの観点から、この総合計画及び都市計画マスタープランに添った形での整備が求められる。

この7つの生活圏を前提とした図書館整備と同時に、中央図書館を図書館ネットワークの核として位置づける必要がある。

なお、高槻市立図書館運営・整備基本方針では、高槻市図書館整備懇話会が示した10のエリア構想を受けて、総合計画の地区生活圏との整合を考え、それを再編成することで中央図書館地区を含めた7つのブロックを想定している。それは中央図書館にも付近住民の一般的利用が多く、あわせて児童室も併設していることから中央図書館自体が地域館としての性格も有していることが前提となっている。

地区生活圏の状況と図書館の現状は、下記のとおりである。

中央地区

中央図書館が地域館としての性格を併せ持っていることから、中央図書館からのおお

むね半径1.5キロメートル範囲を中央地区として、図書館としての地区生活圏を考えると、この地区の人口は、約60,000人となる。

したがって、下記の地区生活圏人口は、市総合計画の生活圏エリアの人口から、中央図書館のエリアと重なる部分を除いたものとして算定している。

檜田地域

檜田地区を中心とする檜田地域は本市中心市街地より約16キロメートル離れた本市の最北部に位置し、地域の大部分を森林が占めている。人口は平成5年から平成15年にかけて17%減少し、平成15年には602人となっている。地域の課題としては、アクセス道路の整備、公共下水道の整備、観光などの地域活性化策などが求められている。

市内中心部に位置する市立図書館へは遠距離となるため、今後も、移動図書館の運行は不可欠である。

高槻北地域

高槻北地域はJR東海道本線以北で芥川より東部の地域であり、起伏にとんだ地形で市街地に近接した緑豊かな自然が残されている。地域は比較的広域であり、人口規模も平成19年は64,728人である。

この地域には天神山図書館があるが、地域の南端に位置し、また中央図書館とも近接していることから、北地域の中央部での設置が求められている。

高槻南地域

高槻南地域は、市域の南東部に位置し、西側を芥川が、東側を桧尾川がほぼ南北に流れ、南には淀川に囲まれた平坦な地形となっている。地域は比較的広域であり、人口規模は約67,200人となっている。

この地域は、国道170号及び171号沿道における工場立地が多くあり、住工混在の地域が多く、都市計画の用途地域としては準工業地域が約半分を占めている。

この地域は平坦地が多いことから、高槻南地域の北側住民は、中央図書館の利用が多く、西側住民は芝生図書館の利用が多い。

しかし、この地域の国道170号以東の南東部に位置する住民にとっては、いずれの図書館からも遠距離にあり、図書館分室等の設置が求められている。

移動図書館のステーションも複数あり、その利用の頻度も高い。

五領地域

五領地域は、市域の東部に位置し、東は島本町に接している。都市計画としては、市街化を抑制する地域としての市街化調整区域が依然多くあるものの、国道171号沿線には大規模商業施設やロードサイド型の商業施設の立地が見られる。

人口は、約 12,400 人と比較的少ないが、上牧駅前土地区画整理事業が行われ、人口流入が多く見られるようになってきている。

交通の利便として、阪急京都線の上牧駅があるものの、市バスの路線が少なく、市立図書館へのアクセスが悪いとして、図書館の設置要望が高い。移動図書館の利用も多く、東上牧、五領小のサービスポイントでの利用数は、全体の 20% に上る。

なお、隣接する島本町には町立図書館があり、市民要望として、この図書館の自治体間の相互協力として、広域利用が図れないか、という意見もある。

また、駅前に行政サービスコーナーがあり、そこに返却ポストを設置してほしいとの要望も寄せられている。

もとより、根強い図書館設置要望があり、上牧駅前土地区画整理事業により確保された公共施設用地に図書館をとという意見も寄せられている。

高槻西地域

高槻西地域は、市域の北西部に位置し、西側で茨木市と接し、南北に長いこの地域は起伏と変化に富んだ地形となっている。

人口は約 51,000 人となっており、人口が減少している地域が多い中であって、阿武山団地などの大規模な住宅開発により、本市の中でも人口増加率が高い地域となっている。平均年齢は約 40 歳であり、市内でもっとも若い地域である。

この地域には、平成 16 年に阿武山図書館が開設され、とりわけ若い年齢層が多いことから、児童書の利用率が高く、全体的な図書貸出冊数も急激に増加している。

如是・富田地域

如是・富田地域は、市域の南西部に位置し、西側で茨木市と接する地域となっている。全般に平坦な地形となっており、地域内の大部分が市街地である。

人口は約 56,500 人であり、本市の中でもっとも人口密度が高い地域となっている。この地域には小寺池図書館があり、当該図書館は規模が大きく、また、阪急富田駅及び JR 富田駅から近いことから、当該地域住民のみならず、市域全域からの多くの利用者がある。

三箇牧地域

三箇牧地域は、市域の南西部に位置し、西側で茨木市、南側で摂津市と接する地域であり、田園的な風景を残した、広々とした平坦な地形が広がっている。この地域は、大規模な住宅団地である府営高槻柱本住宅や玉川橋団地が立地し、高槻駅柱本線の沿道には倉庫や工場等が多く立地している。市街化調整区域が多くあり、優良な農地が広がっている。

人口は約 12,600 人であり、人口の減少率は全市の中でもっとも大きい。

この地域の北端部に市民プールと併設された芝生図書館が平成 15 年に開設され、近くに総合スポーツセンターも設置されていることから、季節的に利用者の急増が見られる。ま

た、当該図書館は平坦部に位置することから、徒歩や自転車で広範囲からの利用があり、さらに十三・高槻線を利用しての高槻南地域からの利用者も多く見られる。

この7つの総合計画にいう地区生活圏を前提としての図書館整備の意見に対し、図書館のあり方検討市民懇談会において、総合計画にいう地区生活圏は現実的な地区生活圏とは一致しておらず、子どもたちが安全にまた一般市民にとっても利用しやすい現実的な生活圏を前提として従来の基本方針にいう10の地区構想が現実的であり、合理的であるとの意見が多く出された。

第2 IT社会に対応した図書館の在り方

今日、IT化の進展は目覚しく、本市においてもいち早く昭和63年の小寺池図書館の開設に合わせて、コンピューター機器の導入を図った。これにより図書館資料の検索が素早く、簡易に市民自らで行えるようになり、図書館利用の利便性が飛躍的に向上した。

平成3年には、天神山図書館ともオンラインで結び、平成6年の中央図書館開設時には、市内3図書館がオンラインで結ばれるようになり、どこの図書館からもすべての市立図書館の資料を検索することができ、また、利用できるようになった。

その後、平成10年には、中央図書館3階の参考資料室において、図書無断持ち出し防止装置（BPS: Book Protection System）を導入し、とりわけ図書館の貴重資料の紛失防止に努めた。

同年、高槻市ホームページの開設に伴い、図書館としても多くの図書館情報を発信した。

さらに、平成14年にはインターネットによる市立図書館の蔵書検索ができるようにし、家庭にいながらにして、市立図書館全体の資料の所蔵状況を知ることができるようにした。また、平成16年にはインターネットを通して資料の予約ができるようにした。

これらIT機器の導入により、図書館利用の利便性は急速に向上した。

また、平成15年の芝生図書館及び平成16年の阿武山図書館の開設時には、BPSを設置したことにより、図書館資料の紛失は激減した。このことはあわせて、資料紛失の度合いが高く、カウンター置きにせざるを得ない雑誌等の資料について、すべてを一般開架することができるようになり、利用者の利便性が向上することとなった。さらに、図書館の使命である、資料の保存、整理にあたり確実性が増し、過去の資料に対して確実に提供できるようになった。

平成19年には、図書館ホームページを全面改訂し、図書館からの情報発信を頻繁にするとともに、携帯電話から図書館資料への検索、予約等のアクセスできるようにし、希望する市民に対し、新着図書お知らせサービス（SDI: Selective Dissemination of Information）により、関心のある資料に関する「キーワード」や「著者」、「テーマ」などをあらかじめ入力しておく、その条件にあった「新着図書」を定期的にメールでお知らせすることと

した。

その後も IT 化の進展は目覚しく、とりわけ IC タグの安価化と信頼性が向上することにより、多くの図書館で導入されるようになった。IC タグを装着することにより、BPS の役割とともに、資料整理や貸出・返却事務の合理化が図れるようになった。

また、今日、情報は書誌による情報のみならずインターネットを中心とした電子情報に移行しつつある。電子情報のメリットは、検索機能が優れており、速やかにかつ適切に求める情報にアクセスするには、明らかに電子情報が優位である。

かつては、何か調べ物をしようとする、まず図書館へというのが一般的であった。しかし、今日、インターネットで調べるといった人たちが増え、その後、必要に応じ図書館でより詳しく調べるといったパターンになりつつある。

図書館におけるレファレンスにおいても、まず、概略をインターネットで調べてから、書誌情報に当たるという図書館司書も増え、いかに早く的確に求める情報に到達するかという情報サーチ能力が重要にもなっている。

一方、図書館資料の電子化が進み、「青空文庫」のように著作権が切れた作品を電子化し、それを無料でインターネット上に提供しているものもある。また、郷土資料等を電子化したり、国際児童文学館では、世界の著名な絵本等を電子化し無料でインターネット上に提供している場合もある。

これらの動きは近年加速し、グーグルやマイクロソフト社などの民間事業者が図書館と連携しあらゆる書誌情報を電子化し、インターネット上で提供する動きが世界的に展開されている。

このような動きの中で、図書館が市民の知る権利を保障する機関として、電子情報の提供に積極的に組していくべきではないかとの提案がなされている。

しかし、その情報の確実性については疑問の声も大きく、また、インターネットを経由した場合、不正なアクセスや、不適切な情報が無制限に進入してくる危険があり、その対応への課題も大きい。

さらに図書館に設置した場合は、いわゆる著作権が及ばない「個人利用」とはならず、その提供やプリントアウトについては、著作権上の未解決な問題が横たわっており、まだまだ、多くの研究課題がある。

第 1 節 図書館ホームページの充実

インターネットホームページは、紙ベースの広報に比して、スピーディであり、情報量が格段に豊富に提供できるという大きな利点がある。

高槻市立図書館のホームページは毎週 6,500 回程度の市民からのアクセスがあり、市民への情報提供の手段として有用なものとなることが想定される。

図書館で定期的に行われる読み聞かせ会等のイベント情報や、資料展示の案内など図書館行事にかかわる情報をはじめ、図書館の経営方針など、広報紙等では十分な紙面が割け

ず適切な情報提供とならないものも、インターネットを通しての情報提供なら、文字量の限界もほとんど無く適切な情報提供が期待できる。

第2節 IC タグシステムの導入

IT 機器を利用した BPS は、その効果は明らかであり、それを導入している図書館とそうでない図書館とでは、年間 50 倍程度の蔵書の消滅、減少の差が見られることから、有用であることがわかり、今後の図書館整備に当っては、その設置は不可欠であり、既設の中央図書館等においてもその導入が望まれる。

しかし、磁気を活用した BPS 方式は、妊婦やペースメーカー装着者に対する磁気による健康への影響も懸念されている。

IC タグは磁気量が極めて少量ですみ、日常的に磁気に触れる図書館職員は、磁気防止のエプロンを使用するなど配慮が必要であるが、IC タグの場合は、ほとんど健康被害は想定されない。

また、IC タグの利点として、10 冊程度の本を読み取り機に置くだけで一挙に読み取ることができることから、貸出事務の効率化、省力化が図れる。従来のバーコード方式では一冊ずつリーダーを当てて読み取る必要があったことから、利用者自身で操作することは困難であったが、このシステムを導入すれば、自動貸出が可能となり、省力化と同時に利用者の読書プライバシーの保護にも役立つ。

また、従来、蔵書点検には 1 週間ほどの日数を要したが、IC タグを使つての読み取りを活用すれば作業を 3 日程度に短縮することが可能となり、長期の休業を避けることができる。

費用に関しては、従来の磁気方式の場合は、装着する磁気タトルが一個当たり 40 円程度であったが、IC タグでは約 80 円程度となり若干の割高となるが、装着費用は同程度の手間賃となり、別途に増加するものではない。

市では、新規の図書館建設に当っては磁気方式の BPS を採用しているが、磁気方式と IC タグ方式の併用は不可能なことから、現在採用している磁気方式の速やかな IC タグ方式への移行が望まれる。

第3節 電子情報の提供・普及

たとえば、膨大な法律情報から必要な項目を検索しようとした場合、法令全集からそれを抽出することは、ある程度の専門的法律知識を有する必要がある、かつ、それに至るには相当の時間も必要となる。

しかし、電子情報化された情報であれば検索用語から、瞬時にそれに到達することができる。判例に関しては、なおさらのことである。また、新聞の記事情報も過去の記事などは縮刷版などから知ることができるが、それが何時の記事なのかがわからない場合は、その情報に至ることはきわめて困難である。しかし、電子情報化されておれば、その検索用

語をキーワードとして入力することで瞬時にその情報に到達することができる。

市では、平成 19 年から、試行的に法令・判例情報の電子情報としてのレクシス・ネクシス（Lexis/Nexis）及び新聞情報の電子情報として日経テレコン 21 を導入し、市民に有料データベースを無料で提供している。

今後は、さらに各種の有料電子データの導入を図り、図書館では、あらゆる情報に容易にアクセスできるという信頼を市民に持ってもらう必要がある。

さらに、今日、インターネット上に情報が飛び交い、また、市のホームページも開設し多くの市政情報が提供されている。国、府の情報も然りである。しかし、未だすべての市民の家庭にインターネットが普及している状況にはなく、そのようなデジタルデバイドといわれる情報格差にも対応すべく、図書館がその条件整備に努める必要がある。

第 3 図書館への民間活力の導入

平成 15 年 9 月に施行された改正地方自治法により、公共施設の「公」から「民」への開放を促進させる制度として、指定管理者制度（公の施設の管理代行）が創設された。この制度は、従来、「公の施設」の管理に関し、地方公共団体が出資した法人又は公共団体、公共的団体に限定されていた「管理委託制度」から、出資法人等以外の民間事業者等をも含む指定管理者が管理を行う制度であり、効果・効率的な施設運営や多様な市民ニーズへの対応等の効果が期待されるとする。

高槻市においては、平成 16 年 12 月に「指定管理者制度に関する基本方針」を定め、「今後、公の施設の管理に当っては、原則として指定管理者制度を適用する。」とした。

この指定管理者制度は、あくまで「公の施設の設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるとき」（地方自治法第 244 の 2 第 3 項）に、条例の定めるところにより導入するものであり、「効果的に達成するため」ということが前提となる。「効果的に達成するため」というには、図書館にあっては、図書館の設置目的がより効果的に達成できる、あるいは経費節減による図書館の効率的となるということが明白でなければならない。

一般的な公の施設では、施設の利用料金が定められ、その利用率が向上すれば利用料金収入が増加することを意味する。そういう意味では、民間事業者等のノウハウを活用することにより利用料金を増加させ、結果として指定管理料金を減少させるということが考えられる。利益を追求することが組織目標である民間事業者にとって、利用料金制は経営行動を促すインセンティブが働き、そのような意味では指定管理者制度の有用性が明らかとなる。しかし、図書館の無料の原則（図書館法第 17 条）から、このようなインセンティブが働かず、図書館の管理に当っての指定管理者制度導入には当初から疑問が投げかけられていた。

ここでは、指定管理者制度の導入によって、図書館の設置目的をより効果的に達成できるかという観点と、指定管理者制度の導入によって、より安価で効率的な運営できるかを

検討することとする。

第1節 図書館の効果的運営

図書館法は「図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」(第2条)とする。さらに第3条では、「図書館は図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、さらに学校教育を援助しえるように留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。」として、次のとおり8号にわたる事務を列挙している。

- ① 図書館資料を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- ② 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- ③ 図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- ④ 他の図書館等と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- ⑤ 自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- ⑥ 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。
- ⑦ 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- ⑧ 学校博物館公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

このような事務を適切に行うため、図書館に専門的職員としての司書を置く。(第4条)とする。

法第2条及び第3条に掲げる図書館の目的を効果的に達成するために民間事業者等が適切な管理の当事者となれるのかが問われるわけであるが、新たに図書館を設置した場合、当該自治体において図書館を経営していける専門的職員としての司書がない場合は、司書等を有する民間事業者等が有用な当事者として登場してくる。あるいは、既に図書館を設置している自治体にあっても、図書館司書の採用を控えているところが多く、新たに設置する図書館に回せる人材がない場合もある。

このような状況を反映してか、日本図書館協会の調査で、平成17年度までに指定管理者制度を導入又は導入を決定した図書館が9館あり、近い将来導入予定とした館も77館を数えるに至っている。

高槻市にあっては、5図書館合計で、常勤職員41人(司書資格者23人)、非常勤職員47人(司書資格者47人)であり、現状では、一応充足しているものの、市全体の行財政改革の方向性として職員数を増やさないという前提では、新たな図書館の設置に当っては専門的職員としての司書の不足は否めない。

さらに深刻な問題は、職員の年齢構成であり、常勤職員において、53歳以上の職員の占める割合が75%と多く、これらの職員が定年を迎える頃には職員数が4分の1となってしまう。このことから、市立図書館係長級職員で構成する「組織検討委員会」が平成18年

12月に提出した「図書館運営組織検討会議報告書」では、「司書資格のある若い職員の定期的な補充が望まれる。」とする。

このような状況下では、本市においても指定管理者制度の導入は視野に入れておかざるを得ない状況にあるといわざるを得ない。

しかし、図書館協議会の会議において、指定管理者は管理の期限を定めて指定することから、3年とか5年の期限が定められると、図書館業務のノウハウが継承されないのではないか、選書など基幹的業務は存置されるであろうから指定管理者に図書館業務の全てを委ねることはできず、結果として偽装請負となるのでは、との疑問も提起された。

さらに、学校図書館支援や、他の自治体との相互貸借に当って、民間営利事業者が参入することは、事業の阻害要因となるのでは、図書館法の図書館の目的を見るに、法的にはもともと直営を意図しているのではないか等の意見も出された。

また、民間は基本的に営利追及団体であり、現に多くの図書館のボランティアが活躍している状況で、その活力を生かせない状況になるのではとの疑問が出された。

第2節 図書館の効率的運営

指定管理者制度の導入により、図書館がより効率的に運営ができ、経費削減につながるかを検討しなければならない。

もとより指定管理者制度は、地方公共団体の指定により公の施設の指定権限の指定を受けた団体等に管理を委任する制度である。似たものに事実上の業務を私法上契約によって外部委託や業務委託をするものがある。既に現在図書館においても、清掃、警備、図書の運搬、移動図書館車の運転等多くの領域において民間事業者に委託している。このような図書館事務の非基幹部分については、委託の是非について大きな問題は生じていない。

問題は、指定管理者制度のような管理の代行といわれる図書館業務全体の丸投げ的委託や、選書、レファレンスといった基幹的部分の委託が問われている。なお、カウンター業務や配架業務が基幹的なのか、非基幹的なのかの区分は難しい問題ではある。

・ 運営経費の比較

高槻市立図書館の職員構成は、50歳台の職員が約8割を占めており、人件費水準が高く推移している。これは、高槻市職員の全体的傾向として、50歳台職員が圧倒的に多いことに起因しているが、一方、図書館専門司書職員の採用が長期に行われず、専門司書が高齢化しているということにもよる。

このことから、あと10年もしないうちに職員の大半は退職し、若手職員が中心となることから、平均給与も大幅に下がることとなると考えられる。

さらに、非常勤職員や、アルバイト職員の雇用を拡大すれば、かえって、指定管理者による経営より安価になると想定される。

ある県立図書館では、「外部委託については、当初は配架や書庫出納に委託を考えていた

が、賃金職員を雇用したほうが経費の削減が可能であったため実施しなかった。」としている。

このようなアルバイト職員や非常勤職員の直接雇用や退職者の再雇用により却って指定管理者を導入するより経費の削減が図れることも検討しておく必要がある。

第4 子ども図書館の在り方

平成18年2月に策定した「高槻市子ども読書活動推進計画」では、「図書館は乳児から高齢者まで、その年齢区分無く利用に供する施設であることから、幅広い領域の図書を収集する必要があり、年齢層や専門内容に特化して特色付けた図書館としていくことは困難である。」としている。しかし一方、「現在、児童書コーナーを設け子どもが安心して本を読める、また乳幼児がいることでゆったり利用できないとの意見もある、乳幼児を図書館に連れて行くことに躊躇する親も多い。」とし、親子がともに読書に親しめるということを基本としながらも、「子どもの図書に特化した施設を設置することにより、子ども文化の研究活動を深めていく環境を整え、また気兼ねなく乳幼児を図書に親しませることができる環境づくりを進めていく必要がある。」としている。

その具体的方策として、「絵本、児童文学図書を重点的に収集し、また、世界の絵本も活用し、子ども文化研究拠点とする。」「設置場所については、市内中心部にとすることを基本として、空きビルや小学校の余裕教室の活用も含めて広く検討を加える。」としている。

一方、さらに子どもの読書活動の推進のために、学校図書館の活性化を目指し、「図書の充実については、これまで図書充実事業を行い継続的な蔵書の充実を図ってきたところであるが、今後も新しい図書の充実に努めていくとともに市立図書館との連携を図り、図書の長期貸し出しや、児童生徒のニーズに速やかに対応できる短期貸出の充実を図る。」としている。

このように、子どもが遊びと同化しながら読書できるような、①子どもの自由読書空間を作ること。②子ども文化の拠点となる場所を作ること。さらに、③学校図書館支援のセンター的役割を果たすために子ども図書館の設置は有効的である。

同時に、子ども図書館を建設したことにより、一般地域図書館から子どもが排除されないように配慮しなければならない。

なお、中央図書館においても、地域図書館的役割をあわせて有している現状にかんがみれば、子ども図書館の設置を理由として、子どもが図書館から排除されないよう配慮する必要がある。

第1節 子どもの自由読書空間として

子どもの読書活動による空想空間は現実的な空間と連続性のある空間であり、読書と遊びは分離されるものではない。

とりわけ乳幼児にあっては、わらべ歌遊び等と一体となって本を介しての空想空間で遊

んでいる。そのときに「静かに」とか「うるさい」という叫びは、子どもの読書活動の分断でしかなく、子どもの読書環境を保障することにはならない。

乳幼児にあっては、親が子どもをひざにおいて、読み聞かせをしているのは日常的な光景であり、子ども読書の基本である。市立図書館では子どものためのジュータンコーナーを全館に設置している。そのような、子どもにとって、ゆったりとした自由読書空間が保障されていることが肝要である。

同時に地域社会にあっては、にぎやかに遊ぶ子どももゆっくりと図書館で落ち着きたい高齢者もどちらも地域コミュニティーの一員であり、構成員である。そのような相手の存在が時として高齢者にとっては子どもの叫び声が癪に障っても、日常のこととして許容されるべき空間も必要である。

このような観点から、地域の一般図書館において、子どもと大人の分離は、住みよいコミュニティー形成にとって阻害的である。

近年、子どもの読書離れが深刻となり、それへの対応と、子育ての有用なツールとしての絵本の読み聞かせが重要であるとの観点から、高槻市において平成18年度から「ブックスタート」を開始したが、それをより継続的なものにするため、各図書館でも乳児のための読み聞かせ教室を開催している。地域ボランティアの協力も得ながら実施しているもので、基本としては、地域全体で地域の子どもたちを育てていくという観点が重要である。一方で、そのようなボランティアが交流し、高めあう場所も必要となる。

また、小学校高学年や中学生にとっては調べもの学習も重要となるが、図書館に十分なそのための資料と学習できる環境が整っていることが大切である。

第2節 地域の子ども文化交流の拠点として

高槻市では、ブックスタートのボランティアのみならず、約200名近い小・中学校の学校図書館で活動するボランティアがいる。さらに、図書館での読み聞かせや視覚障害者に対する対面朗読等にかかわる多くのボランティアが活躍している。

このような人々が気軽に交流でき、勉強しあえる場所が必要とされている。そのための交流資料、あるいは専門的な研究資料の配備が求められる。

本市には、民間団体から寄付をいただいた貴重な世界の絵本も所蔵しており、絵本研究や、児童文学研究の拠点とすることができる。

第3節 学校図書館支援センターとして

高槻市立図書館では、児童図書を約35万冊所蔵している。しかし、一般に開架できている図書は約18万冊で、残りの17万冊程度は書庫本となっている。もちろん書庫本も図書館のOPACやインターネットを通して容易に検索することができ、またいつでも貸出を受けることができ、また予約にも応じている。

しかし、開架本のように手に取って見ることができないことは、とりわけ大量の本を選

択し学校図書館に借り受けようとする司書教諭等にとって、不便であることには違いない。書庫本になると、市立図書館の書庫は集密書架であるため、同時に複数の者が入室することは危険を伴うため、学校図書館関係者にも入室を許可していない。

学校図書館を活性化しようとする場合、市立図書館の児童書の活用は不可欠となる。簡易に適切に市立図書館の本を利用できれば、インターネット等による検索が可能であり、学校図書館連絡車でもって各学校に配送するシステムが構築されていることから、学校図書館に所蔵する本とさほどの不便な感覚無く利用できるようになると期待される。そうすればいずれの学校図書館も自校図書館の所蔵本にあわせて市立図書館の35万冊の蔵書を有していることと同様の価値を持つことになる。

子ども図書館では、このようにすべての市が所蔵する児童書を開架することで学校図書館支援センターとして大きな機能を発揮できると期待される。

また、学校図書館従事者同士の交流や市立図書館司書との交流を活発にし、情報を交流し、また研修を広げる施設として機能することができれば、物的な支援のみならず、人的な支援センターとしての機能も期待できる。

第4節 家庭・地域文庫

家庭・地域文庫は、昭和53年以来、個人の家庭の一室や地域集会所などを拠点として、市立図書館を補完する形で市民に図書館資料を提供する重要な役割を担ってきている。平成17年度では、市内に32文庫が開設され、貸出冊数は6,858冊に及ぶ。

これは天神山図書館を基地館とし、1団体につき300冊の本を4ヶ月間特別に貸し出すもので、要請に応じて各文庫に図書を届けている。

利用者の状況としては、子どもが多く、日常的な子どもの読書活動の推進に寄与している。

多くの文庫では、子どもたちに絵本の読み聞かせやストーリーテリングなども行い、また、親たちに対しても適切な読書アドバイスがされており、子どものみならず大人に対してもさまざまな形で市立図書館事業の補完的役割を担っている。また、高槻文庫連絡会では、著名な作家を招いて読書啓発などの講演会も開催している。

子ども図書館建設後も市立図書館と文庫との連携を深め、子どもが日常の生活圏の中で読書に親しむ環境づくりに家庭・地域文庫が大きな役割を果たしていくことが期待される。

まとめ

今後の図書館の整備構想について

現下の社会経済情勢を見ると、自治体をめぐる財政状況は極めて厳しい状況にあり、従来の基本方針にいう10館構想は、歩いて利用できる距離を前提にしていることから理想とは言えるが、図書館を持続可能な形で経営していくためには、一定の限界もあり、市民全体の公共施設利用の公平性から考えて、高槻市総合計画にいう地区生活圏に少なくとも一箇所建設していくことが望ましい。

これは、従来の基本方針を否定する意味ではなく、当面の課題としては、早急に地区生活圏に1館設置していくというものである。7館全てが整備された状況下で改めて、図書館の役割や市民ニーズを再検討されて、必要に応じ図書館の拡充がされることを期待する。

I T社会に対応した図書館の在り方について

昨今のI T化の進展は目覚しく、人類への貢献は著しい。図書や資料の検索に当って、I T技術の効果は明白であり、その導入は市民の図書館利用の利便性を向上させることは間違いない。とりわけ、図書館ホームページの改革は、市民と図書館資料とのつながりをより緊密にすることから、その充実が喫緊の課題となる。そして、その豊かな情報発信能力を生かして、図書館からさまざまな情報が発信されることを期待する。

また、無断持ち出し防止装置の効果は明白であり、単に図書館の財産としての紛失を防止するにとどまらず、図書館として致命的な、図書館にあるべき資料が無いという状態を回避できることから、全ての図書館に早急に配備されるべきである。

なお、それに当っては、磁気タトルでの仕様は、カウンター事務を煩雑にするのみならず、発生する磁気による健康被害も懸念されることから、速やかにI C対応仕様に移行すべきである。そのことにより、カウンター事務の簡略化が期待されるとともに、蔵書点検の期間の短縮も期待される。

電子情報の活用については、将来的に拡大していく傾向を理解したうえで、インターネットにかかる情報セキュリティや著作権の課題を十分に研究する必要がある。

民間活力の導入について

民間活力の導入ということで、指定管理者制度なり民間委託が検討されるが、国全体として、地方自治法が改正され、民間でできることは民間でという考え方も一定理解でき、公の施設への指定管理者制度の導入については否定するものではない。

しかし、図書館が教育機関として果たすべき役割を考えると、図書館への指定管理者制度の導入は安易に賛同できるものではない。したがって、できるだけ直営を堅持し、民間事業者の導入に当っては、厳しくその効果、効率性が吟味され、必要性が精査されるべきものとする。

子ども図書館の在り方について

子ども図書館は、とりわけ学校図書館との連携の中で、その充実に寄与することが期待される。学校図書館支援センターとしての子ども図書館が十全に機能すれば、各学校図書館が市立図書館の35万冊に及ぶ児童書を共有することになり、子どもの読書環境は格段に改善される。

なお、子ども図書館の児童館的役割については、他の子育て支援施設との関係性をさらに吟味され、効率的な運営ができるよう期待するものである。